

平成 27 年度 住民税の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充

住民税(市・県民税)の住宅ローン控除について、適用期限(現行平成 25 年 12 月 31 日)が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長されました。さらに、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までに居住を開始した人で、住宅取得に係る消費税等の税率が 8%または 10%の場合は、控除限度額が次のとおり拡充されます。

居住年月日	控除限度額
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等の 7%(最高 136,500 円)

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

※平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの金額は、消費税率が 8%または 10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)です。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

平成 26 年 1 月 1 日以後は、本則税率の 20%(所得税 15%、住民税 5%)が適用されます。

※平成 25 年度から平成 49 年度までは所得税(平成 25 年 7%、平成 26 年以降 15%)に復興特別所得税(平成 25 年度 0.147%、平成 26 年度以降 0.315%)が併せて徴収されます。